

事業番号 2021 - 消費 - 20 - 0024

令和3年度行政事業レビューシート (消費者庁)

事業名	不当表示等違反事件調査			担当部局庁	消費者庁			作成責任者	
事業開始年度	平成21年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	表示対策課			課長 西川 康一	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)			関係する 計画、通知等	消費者基本計画工程表 施策番号Ⅰ(2)③ア、⑨オ、Ⅲ(3)①				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	景品表示法に基づき、一般消費者を誤認させる表示等について厳正な法執行を行うとともに、違反行為について公表・注意喚起することにより、一般消費者の利益を確保する。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	景品表示法を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
		補正予算	▲0.2	▲0.4	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	62.8	62.6	64	63	62		
	執行額	46	54	47					
	執行率(%)	73%	86%	73%					
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)	73%	86%	73%						
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	非常勤職員手当	45	46						
	審査活動費	9	9						
	審査活動旅費	7	5						
	委員等旅費	0.2	0.2						
	諸謝金	1	1						
	その他	0.8	0.8						
計	63	62							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績					
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>本事業の目的は、景品表示法の厳正な運用を通じて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するような表示等を排除し、一般消費者の利益を確保することにあるが、当該表示等の排除により、一般消費者の利益をどの程度保護することができたのかを測ることはできないため、定量的な指標を示すことは困難である。</p>			<p>不当表示等の事案に対し行政処分を行うなど所管法の厳正な執行を行い、これを公表・一般消費者に注意喚起することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、消費者利益を確保することを定性的な目標とする。</p> <p>令和2年度においては、不当表示等に対して景品表示法の規定に基づく措置命令・課徴金納付命令を行いこれを公表(計48件)、積極的な行政指導を実施(176件)及び一般消費者への注意喚起を実施(例えば新型コロナウイルスへの効果を標ぼうする商品について4回)することにより、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保・消費者利益を確保した。</p>				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	個別事案について調査を実施して法執行するものであり、個々の事案ごとに内容等が異なるため、代替的な目標値の設定は困難である。	措置命令を行ったことにより保護された消費者の利益(措置命令を行わなかった場合に、当該不当表示がその後1年間継続したと仮定し、その間に当該商品に対して消費者が支払ったであろう金額の合計を課徴金算定基礎額を基に推計)	実績	億円	147.4	204.8	1,417	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
景品表示法措置命令件数(状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	件	46	40	33	-	-		
	当初見込み	-	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
景品表示法課徴金納付命令件数(状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	件	20	17	15	-	-		
	当初見込み	-	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
景品表示法行政指導件数(状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	件	216	202	176	-	-		
	当初見込み	-	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
景品表示法課徴金額(状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	億円	5.1	4.7	11.7	-	-		
	当初見込み	-	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	
	/			単位当たりコスト					
				計算式	/				

政策評価	政策	消費者政策の推進									
	施策	消費者表示対策の推進									
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		景品表示法措置命令件数 (状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)		実績値	件	46	40	33	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-		
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		景品表示法課徴金納付命令件数 (状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)		実績値	件	20	17	14	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-		
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		景品表示法行政指導件数 (状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)		実績値	件	216	202	176	-	-	
目標値				-	-	-	-	-			
定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度			
景品表示法課徴金額 (状況に応じて対処すべき案件は変化し、それに伴い課徴金額も変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)		実績値	億円	5.1	4.7	11.7	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-				
定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度			
措置命令を行ったことにより保護された消費者の利益 (状況に応じて対処すべき案件は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)		実績値	億円	147.4	204.8	1,417	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-				
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		-		成果実績	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-		
	-		達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		-		成果実績	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-		
	-		達成度	%	-	-	-	-			
	事業所管部局による点検・改善										
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明					
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するためには、本事業によって表示の適正化を図っていくことが必要不可欠であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	景品表示法等の普及・啓発や執行は、法律を所管し、これらについて中心的な役割を果たしている消費者庁(国)が直接実施する必要がある。					
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	表示の適正化のためには、所管法令の普及・啓発を通じた違反行為の未然防止と厳正な法執行を通じた表示の是正が不可欠である。また、表示の適正化による一般消費者の合理的な選択確保は、消費者政策全体においても重要な役割を果たしており、優先度の高い事業である。						

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	複数の検査機関・事業者から見積りを徴取するなど、競争性が確保されるように努めている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国が行うべき作業・役務を事業者等が提供したものであるから、当該実施について受益者に対価を与えることは妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	所管する法律の違反被疑情報に係る調査のための費用など、本事業の費目・使途は、いずれも事業目的の達成のために必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	前記のとおり定量的な成果目標・成果実績を示すことは困難であるものの、景品表示法の規定に基づく不当表示等に対する厳正な法執行は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するという定性的な成果目標の達成に十分寄与しているものと考えられる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	検査機関から提出された検査結果等については、景品表示法の規定に基づく措置命令に際して事実認定に用いられるなど、本事業の成果物は十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	令和2年度においては、不当表示等に対して景品表示法の規定に基づく措置命令・課徴金納付命令を行いこれを公表(合計48件)、積極的な行政指導を実施(176件)及び一般消費者への注意喚起を実施(例えば新型コロナウイルスへの効果を標ぼうする商品について4回実施)することにより、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保・消費者利益を確保するという定性的な成果目標の達成に十分寄与しているものと考えられる。		
	改善の方向性	引き続き、適正な法執行に努めていく。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.検査機関等(1件百万円未満のため記載せず)			B.職員		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	-	-	-	非常勤職員手 当	景品表示法違反事件調査に係る非常勤職 員Aの年間給与	5.3
	-	-	-			
	計		0	計		5.3
	C.民間事業者(1件百万円未満のため記載せず)			D.有識者等		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	-	-	-	諸謝金	景品表示法違反事件調査に係る意見書の 執筆謝金等	0.1
	-	-	-			
	-	-	-			
	計		0	計		0.1
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						
						チェック

支出先上位10者リスト

A.検査機関等

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	検査機関等A	-	景品表示法違反事件調査 に係る対象商品の分析検 査・鑑定等(1契約ごとの金 額)	0.9	随意契約 (少額)	-	-	検査機関名・分析検査の内容を 明らかにすることにより、どの分 野の商品について調査を行って いるかがおおよそ推測できるた め、記載を省略。
2	検査機関等A	-	同上	0.9	随意契約 (少額)	-	-	同上
3	検査期間等B	-	同上	0.8	随意契約 (少額)	-	-	同上
4	検査機関等A	-	同上	0.8	随意契約 (少額)	-	-	同上
5	検査機関等C	-	同上	0.6	随意契約 (少額)	-	-	同上
6	検査機関等D	-	同上	0.6	随意契約 (少額)	-	-	同上
7	検査機関等E	-	同上	0.4	随意契約 (少額)	-	-	同上
8	検査機関等E	-	同上	0.4	随意契約 (少額)	-	-	同上
9	検査機関等A	-	同上	0.4	随意契約 (少額)	-	-	同上
10	検査機関等F	-	同上	0.3	随意契約 (少額)	-	-	同上

B.職員

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	景品表示法違反事件調査に係る補助業務職員の年間給与	5.3	その他	-	-	
2	個人B	-	同上	5.3	その他	-	-	
3	個人C	-	同上	5.2	その他	-	-	
4	個人D	-	同上	5.1	その他	-	-	
5	個人E	-	同上	5	その他	-	-	
6	個人F	-	同上	5	その他	-	-	
7	個人G	-	同上	4.6	その他	-	-	
8	個人H	-	景品表示法違反事件調査に係る違反被疑商品の物品等購入費	0.1	その他	-	-	消費者庁として購入することを明らかにできないため、職員が一般消費者を装って購入
9	個人I	-	同上	0.1	その他	-	-	同上
10	個人J	-	景品表示法違反事件調査に係る現地調査旅費	0.1	その他	-	-	

C.民間事業者等

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社TKC	5060001002844	判例検索等情報サービスの利用	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
2	株式会社ジェイフィールド	8012301009323	無線通信サービスの利用及び機器の借入	0	随意契約 (少額)	-	-	5万円未満
3	株式会社フォレスト	9021001033367	景品表示法違反事件調査に係る会議室の借料	0	随意契約 (少額)	-	-	同上

D.有識者等

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0.1	その他	-	-	
2	個人B	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0.1	その他	-	-	
3	個人C	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0.1	その他	-	-	
4	個人C	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	5万円未満
5	個人A	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	同上
6	個人D	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	同上
7	個人E	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	同上
8	個人F	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	同上
9	個人G	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	同上
10	個人H	-	景品表示法違反事件調査に係る意見書の執筆謝金	0	その他	-	-	同上